

江東区社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン

＼ お問合せが多い内容をまとめてみました ／

～ 参加しやすいサロン活動のために ～

〈 活動時のお問い合わせ 〉

Q1. 区外にお出かけする活動は助成の対象にならないの？



⇒皆様からのご要望により、都内の範囲で年1回までを助成の対象とすることにしました。

Q2. 参加募集のチラシは依頼をすれば印刷してくれるの？



⇒無料で印刷いたします。多くのサロンからのご依頼にお応えするため、令和6年10月から月1回100枚を上限とさせていただきます（A3/A4を問いません。両面印刷も1枚として数えます）。

印刷のご依頼は受取希望日の3日前まで（休日を含めない）にお願いします。

サテライト城東北部・城東南部での受取を希望される場合は、受取希望日の1週間前までにご依頼ください。

Q3. 区外からの参加者がいる場合でも、助成金申請書の参加人数に入れても

いいの？



⇒江東区外からの参加者も参加人数に含むことができます。ただし、サロンの代表者は区民に限ります。

Q 4. サロン活動の会費はいくら集めているところが多いの？



⇒活動の内容にもよりますが、無料または月 100～300 円のサロンが多いです。

Q 5. 発表会や展覧会などのイベントは助成の対象になるの？



⇒日頃の活動の成果を発表し合う場としてのイベントは助成の対象として認められます。成績を競うコンクールへの参加等は助成の対象になりません。

Q 6. 運営スタッフのみの打ち合わせは助成の対象になるの？



⇒参加者も含まれる活動であれば助成の対象としておりますが、運営スタッフのみの打ち合わせは対象外です（「江東区社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロンの活動支援に関する要綱」参照）。

Q 7. 開催場所が公園だったり集会所だったり様々ですが、一定の場所ではないといけないの？



⇒江東区内であれば、活動内容によって開催場所がその都度変わっても問題ありません。開催場所の予定をその都度、チラシや SNS 等で周知をお願いします。

Q8. 麻雀や体操の活動がメインですが、茶話会を設けないとサロン活動として認められないの？



➡茶話会を設けていなくても、集まった人の交流の場、仲間づくりの場となっている活動は登録が認められます。

Q9. 楽器やグランドゴルフなど道具の持参を前提とする活動はサロン活動として認められる？



➡道具を個人で用意することが前提の団体は認められません。貸出用の道具を準備してください。

Q10. NPO 法人や一般社団法人の団体でもサロン登録できるの？



➡「江東区社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロンの活動支援に関する要綱」第2条に該当する団体であれば登録できます。

※この内容は令和6年4月1日から適用します。

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会
地域福祉支援課 地域支援係
☎：3640-1200 FAX：3699-6266
メールアドレス： suishin@koto-shakyo.or.jp